

行政のデジタル化と基盤としてのマイナンバー制度

行政のデジタル化と基盤としてのマイナンバー制度

○デジタル手続法(令和元年5月31日公布)により、以下の行政手続のオンライン原則が定められた

※「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号)

1. 行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)について、オンライン実施を原則化(地方公共団体は努力義務)

- 第6条第1項…「申請等のうち…法令の規定において書面等により行うこと…が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、…電子情報処理組織…を使用する方法により行うことができる。」
- 第7条第1項… 処分通知等のうち…法令の規定において書面等により行うこと…が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、…電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。」

2. 本人確認や手数料納付もオンラインで実施(電子署名等、電子納付)

- 第6条第4項…「申請等のうち…法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを…電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード…の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。」
- 第6条第5項…「申請等のうち…他の法令の規定において…手数料の納付の方法が規定されているものを…電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法…をもってすることができる。」

3. 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類を不要とする規定を整備

- 第11条…「…書面等であって…他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置…により、…当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。」

⇒ **マイナンバーやマイナンバーカードは、これらを実現するための基盤となるもの**

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(抄)(令和元年法律第16号)

参考

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2・3 (略)

4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。

6 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2～5 (略)

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓ 顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

電子的な本人確認

✓ インターネット等により、 どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続きも、どこからでも安全にできる

✓ 今後、健康保険証としての利用や、 海外からのインターネット投票も可能に

✓ さらに、将来的には AI その他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

表

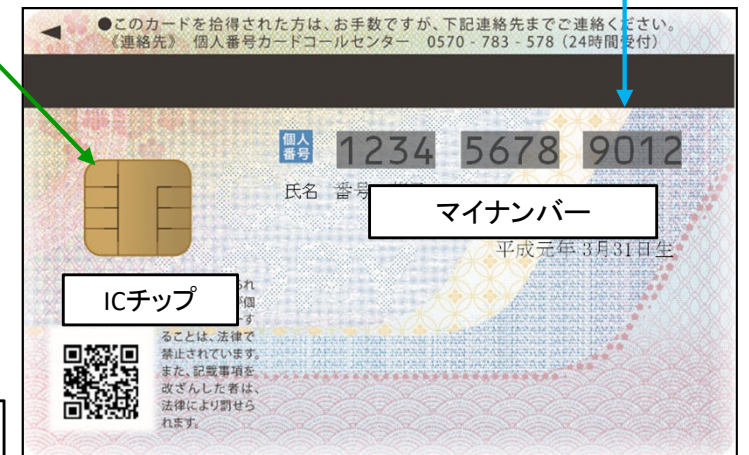


カードの
券面記載事項

マイナンバーの提示

✓ このカードを提示することで、 自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に



裏

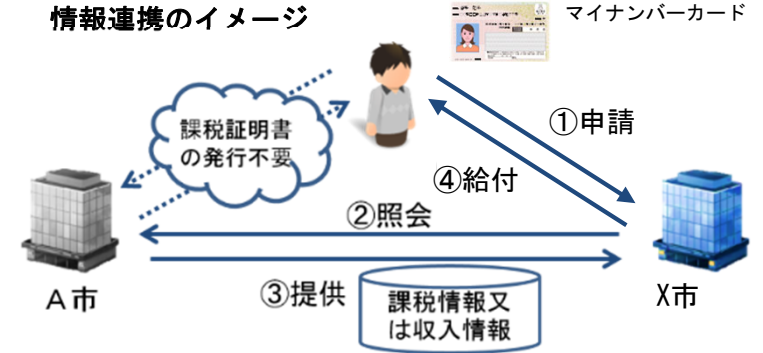
マイナンバー制度における「情報連携」とマイナンバーカード

- マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報やり取りにより、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票の写し、課税証明書等)を省略可能等にする(情報連携)。
- 本人確認(番号確認、身元確認)のためにマイナンバーカードを利用。

マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類 [平成31年4月15日時点]

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書
		児童扶養手当証書
		特別児童扶養手当証書
		課税証明書
		障害者手帳
児童手当の申請(児童手当法)	市町村	課税証明書
		住民票
出産育児一時金の申請(健康保険法)	健康保険組合等	住民票
介護休業給付金の支給の申請(雇用保険法)	ハローワーク	住民票
障害福祉サービスの申請(障害者総合支援法)	市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書
		障害者手帳
障害者・児に対する医療費助成の申請(障害者総合支援法)	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書
		特別児童扶養手当証書
		障害者手帳
保険料の減免申請(介護保険法)	市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書

情報連携のイメージ



申請項目	申請先	省略可能な書類の例
生活保護の申請(生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書
		雇用保険受給資格者証
		児童扶養手当証書
公営住宅の入居の申請(公営住宅法)	都道府県・市町村	特別児童扶養手当証書
		住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請(国民年金法)	日本年金機構	障害者手帳
		住民票
		課税証明書
各種年金の裁定請求(厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	雇用保険被保険者離職票
		住民票
		課税証明書

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

(参考)情報連携の効果

○子育て分野

- ・ 「課税証明書」などの発行件数が16%減少（平成28年度71,045通→平成30年度59,998通（▲11,047通））
[A市（人口約40万人）]
- ・ 約1,000件あった「所得証明書」「住民票の写し」の未提出世帯に対する督促事務が、0件に減少 [B指定都市]
- ・ 児童手当の支給に関する事務において職員の入力作業が軽減（平成30年度は約5,000件の入力作業減） [C指定都市]

○介護保険分野（負担割合証・負担限度額認定証の発行）

- ・ 引越し後の介護保険負担割合証や介護保険負担限度額認定証の申請の際に、「課税証明書」の添付を省略
[D市（人口約30万人）]
- ・ 申請から発行までの期間が短縮
[E市（人口約30万人）]

○介護保険料分野（課税所得の公用照会）

- ・ 課税情報を即時に取得できるため、転入した高齢者に対し、すぐに適切な介護保険料の額の提示が可能に
[F市（人口約30万人）]
- ・ 課税情報の公用照会の文書郵送やデータの手入力といった事務を大幅に削減
[G特別区]

○障害者に対する支援制度分野

- ・ 支援制度の申請に「課税証明書」の添付が不要となり、発行の手間や手数料の負担を軽減
（自立支援医療（精神病院）事務：年間▲約150件、補装具費の支給：月間▲1件程度） [H市（人口約40万人）]

○生活保護分野

- ・ 収入状況等の照会・回答・調査の処理時間が短縮（年間▲約180件）され、受給者間での公平性を確保
[I市（人口約30万人）]
- ・ 社会保険の加入状況や雇用保険の受給状況の確認・調査に要する時間が短縮
[J市（人口約30万人）]

○住民税分野

- 5 ・ 年間約4,200件の遠隔地扶養公用照会のうち、約1,700件をオンラインにより処理
[K市（人口約30万人）]

マイナンバーカードのアプリの概要

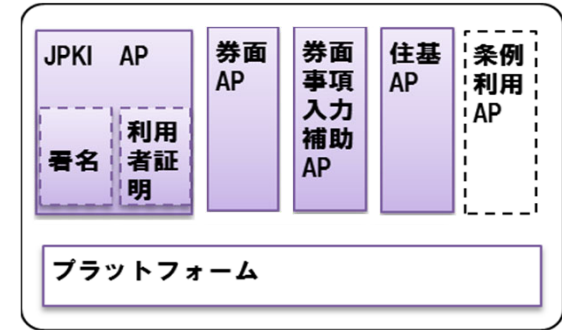
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成



AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKE-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6~16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	<ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>※記録する情報は、 表面情報: 4情報+顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>※記録・利用する情報は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ <p>注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力 するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+ セキュリティコード4桁
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適當。

マイナンバーカードによる公的個人認証サービス(電子証明書)の利用について

- 公的個人認証はインターネット等によるオンライン手続や取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス。マイナンバーカードのICチップの電子証明書を活用。
- なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保。

【参考】行政機関のほか、民間事業者31社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者17社)がサービスを提供 ※令和元年11月1日現在

<金融機関等の口座開設時の例>

【従来】 対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等必要書類を添付して、金融機関へ郵送



郵送コスト、
タイムラグが発生!

<公的個人認証サービス 利用によるメリット>

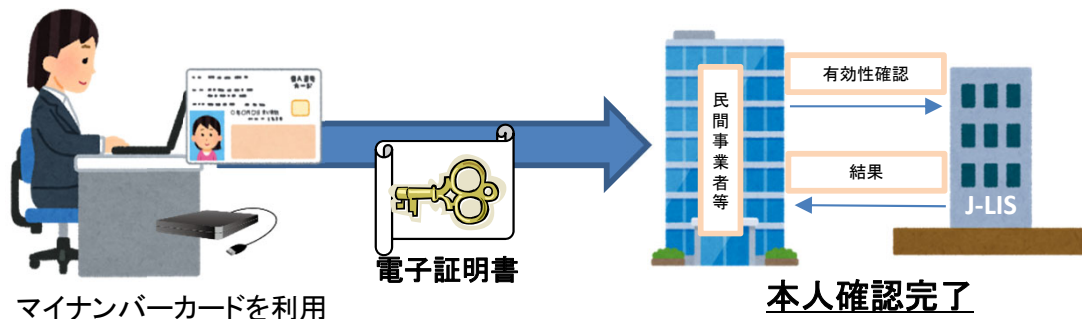
安価で迅速な顧客登録
(アカウント開設)

顧客情報の「異動なし」の把握
と「更新の契機」の把握

確実な登録ユーザーの確認
(ID・パスワード式のログイン
に比べ、格段に強固なセキュリ
ティ機能)

お客様カードの代替
(独自のメンバーズカードの発
行が省略可能)

【公的個人認証サービス利用】 オンライン上で本人確認



安価で即時に
サービスの利用可!

券面事項入力補助APの活用 兵庫県姫路市の取組事例

○マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

- 窓口へ提出する申請書等には氏名、住所を記載することがほぼ必須であり、複数の手続を一度に行う市民にとって、繰り返し同じ内容を記入することが負担となっていることから、マイナンバーカードの券面情報を活用して申請書等への記入負担を軽減
- 機器内に一切の情報を残さない仕組みとし、市民の情報流出への不安に配慮



操作イメージ

1. 来庁目的を選択

「来庁目的」

- 証明書発行
- 出生
- 転出
- その他手続
- 印鑑登録
- 転入
- 転居

2. 必要な申請書等 を選択

来庁目的に紐づいた手続きの中
から必要な申請書等を選択しま
す。

3. カードをセットし、 暗証番号等を入力

マイナンバーカードをリーダーにセッ
トし、申請書等に応じて暗証番
号を入力します。

※ICチップからの情報の読み出しは、個人番号利
用事務では券面事項入力補助APの暗証番号を、
それ以外の事務では、照合番号Bを利用

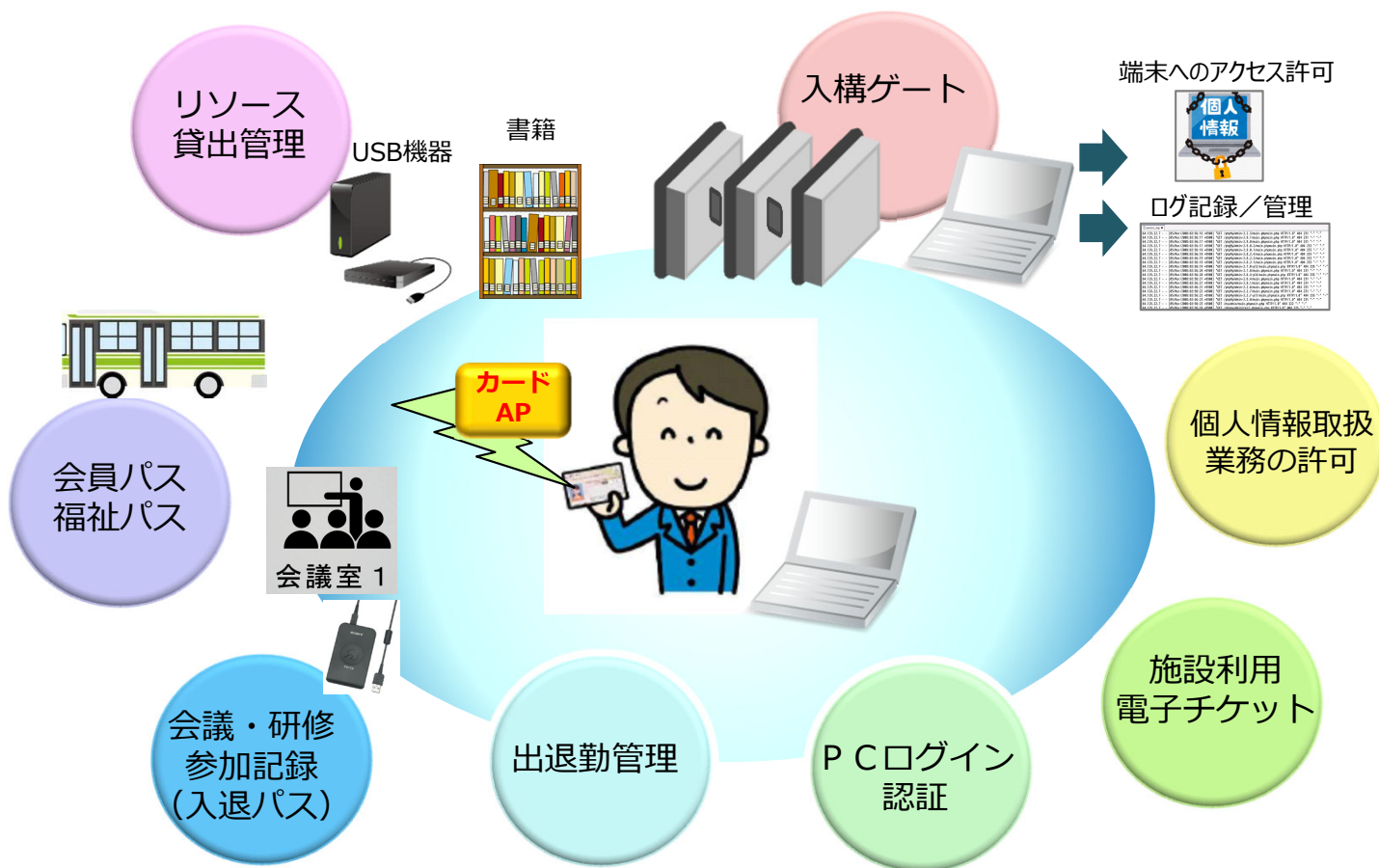
4. 申請書等を出力

氏名・住所などの情報が印字さ
れた申請書等が出力されます。

マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

<マイナンバーカードの空き領域の活用例>



<空き領域の活用によるメリット>

マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 顔写真付き身分証として活用
 - 旧氏の併記も可能に (R元.11月～)
- ⇒ 取扱範囲を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大 (R元.9月対象人口:9,669万人)
- ⇒ R元年度末には、対象人口1億人突破

職員証としての利用

- 国家公務員 (H28.4)、徳島県庁 (H29.6)での先行導入
 - 民間企業の社員証としての利用 (TKC, NEC, NTTcom, 内田洋行が活用)
- ⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

マイナポータル

- マイナンバーに関する行政機関での自分の情報のやりとり等の確認が可能に (H29.11～)
 - 子育て関連手続の申請等をワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供 (H29.11～)
- ⇒ 対象手続を更に拡大

オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用 (R元.11月 大臣認定事業者14社)
- ⇒ 取引対象を更に拡大

スマートフォンでの利用

- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中
- Android: 100機種が対応。(R元.11月)
iPhone: 11機種※iPhone7以降

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始 (R3.3月～予定)
- 医療機関等での特定健診情報 (R3.3月～予定) や服薬履歴の閲覧 (R3.10月～予定) 等にも活用

マイナポイントによる消費活性化策

- R2年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策 (マイナポイント) を実施

海外利用

- マイナンバーカードの海外利用が可能に (R6年度目処)
- 実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現 (検討中)

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用 (特定複合観光施設区域整備法第70条)

各種行政手続での活用

- 「デジタル・ハローワーク・サービス」、「デジタル・キャンパス」、「納税のデジタル化」、「建設キャリアアップシステム」等の推進 (R元.6.4デジタル・ガバメント閣僚会議決定)

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付サービス

全国のコンビニエンスストア(約54,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	導入団体の対象人口
令和元年9月1日時点	632	9,669万人
令和元年度末見込み	711	10,116万人

【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 令和元年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 令和元年度末の対象人口 1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(4~9月)
住民票	432,348	748,120	1,273,482	1,773,227	928,921
住記載	2,213	6,310	14,418	22,577	12,132
印鑑	393,904	664,150	1,086,277	1,436,862	709,586
税	46,253	87,051	175,996	255,328	186,649
戸籍	24,643	47,196	112,206	192,234	115,059
附票	2,951	5,714	11,869	17,575	10,178
合計	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,803	1,962,525



● 取得できる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票記載事項証明書※
- ・ 各種税証明書※
- ・ 戸籍証明書※
- ・ 戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

導入のメリット

- ・ 住民の利便性向上
- ・ 窓口業務の負担軽減
- ・ 証明書交付事務コストの低減

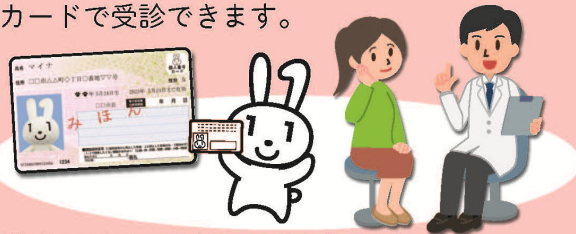
いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約54,000店舗で交付を受けられる

マイナンバーカードを健康保険証として利用することにより、新たな健康保険証の発行を待たずに、マイナンバーカードにより医療機関で受診が可能、高額療養費の「限度額認定証」の窓口への持参が不要等のメリットがあります。

POINT! 1 健康保険証として ずっと使える!

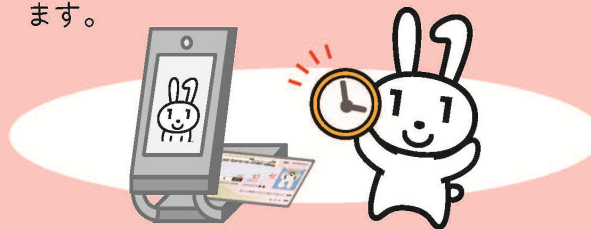
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT! 2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT! 3 窓口への書類の持参が 不要に!

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT! 4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。

(2021年秋頃予定)

患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。



POINT! 5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT! 6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年秋頃予定)。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きできるようになります。



- マイナポータルは、国民一人ひとりのポータルサイトとして、政府が運営するWebサイトです。



A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報やりとり（照会・提供）した履歴を、確認することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

その他のサービス

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができます。

○ 子育てワンストップ

1 サービス検索・手続に必要な書類を確認

導入前

導入後

住民 確認したいサービスを簡単に検索できる

自治体 窓口で受け付ける作業負担を減らすことができる

2 自宅のパソコン等から簡単オンライン申請

住民 いつでもオンライン申請ができる

自治体 書面様式から手入力でシステムへ入力する作業負担を減らすことができる

3 自治体からのプッシュ型お知らせ

住民 お知らせをいつでも便利に確認することができる

自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

【市区町村の対応状況（（ ）内は人口カバー率）】（R1. 6. 30時点）

インターネットで手続の検索・比較が可能な団体・・・1,552団体（98.3%）

電子申請が可能な団体・・・928団体（73.4%）

○ 各種ワンストップサービスの展開

- 子育てワンストップ : 平成29年7月からサービス検索を、同年10月から電子申請を開始
- 介護ワンストップ : 平成31年1月にガイドライン公開
- 被災者支援ワンストップ : 平成31年3月にガイドライン公開
- 障害（児）ワンストップ : 所管省庁においてガイドライン等を検討中
- 引越しワンストップ : 所管省庁において検討中
- 死亡相続ワンストップ : 令和2年度から順次サービスを開始予定（検討中）
- あらゆる分野におけるワンストップ（トータル・ワンストップ） : マイナポータルで、あらゆる分野の手続きの検索・電子申請を迅速・安価・簡単に実現することが可能【先進事例】三条市

行政のデジタル化に係る論点に対する考え方 (行政のデジタル化と基盤としてのマイナンバー制度)

【議論の着眼点(案)】

- 行政のデジタル化を進めるに当たっては、行政手続をオンライン化することで住民の利便性を高めるとともに、行政事務を効率化することが重要であるが、そのためには、オンラインによる手続において本人確認を確実に行っていくことが求められるのではないかと。
- マイナンバー制度による情報連携は、マイナンバーカードによる本人確認(番号確認、身元確認)により行政手続を行う際の添付書類を不要とし、複数行政機関にわたる手続をワンストップ化するなど、これまでに一定の効果を挙げており、このようなマイナンバーカードの活用や効果を広く普及させていく必要があるのではないかと。
- さらに、マイナンバーカードのICチップに搭載された公的個人認証の電子証明書は、インターネット等によるオンライン手続や取引において安全・確実な本人確認を可能とするものであり、既にコンビニ交付サービスや民間での取引で活用されている。その他の機能も含め、今後、さらにカードの活用を拡大していけるのではないかと。
- 行政のデジタル化に当たっては、このようなマイナンバーカードの機能を十分に活用することが重要であり、そのための基盤としてマイナンバーカードの普及を積極的に進めていくことが必要ではないかと。

※ 第23回専門小委員会における議論

<マイナンバー制度>

- ・ マイナンバー制度を積極的に活用することにより、給付行政等において、申請等を省略可能とすることができれば、行政の効率化のみならず、住民の利便性の向上にも資するのではないかと。